

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業)
設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち
再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業
公募説明会資料

令和7年4月10日
一般社団法人 環境技術普及促進協会

○はじめに

1. 事業の目的と性格
2. 公募する事業の対象等
 - <補助事業の区分>
 - <補助対象事業の要件>
 - <補助対象設備>
 - <補助対象外設備>
 - <補助金の交付額>
 - <補助事業期間>
 - <補助金に応募できる者>
3. 補助対象事業の選定
4. 補助事業の応募申請、実施及び完了後に係る留意事項
5. 応募方法について
6. お問い合わせ先

◆本補助事業は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令
- ・ 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）
設置場所の特性に応じた再エネ導入価格低減促進事業のうち
再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業交付規程

万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合は、交付規程に基づき交付の決定の取消の措置をとることもあります。

また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解の上で、応募いただきますようお願いいたします。

◆本補助事業は、「再生可能エネルギー熱利用設備」、「工場廃熱等利用設備」、「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その設備等導入に対して支援を行うことを目的としています。

1. **本補助事業開始は、交付決定日以降となります。**
2. 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業で取得した財産である旨の表示などが必要です。
3. 本補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請し、承認を受ける必要があります。
4. これらの義務が十分果たされないときは、協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

2.1 補助事業の区分

本補助事業は、「再生可能エネルギー熱利用設備」、「工場廃熱等利用設備」、「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入について、一定のコスト要件を満たす場合に、その計画策定又は設備等導入に対して支援を行うことを目的とする事業であり、次の事業形態に区分されます。

(1) 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業A」

(以下「設備等導入事業A」という)

太陽熱若しくはバイオマス熱利用設備又は自家消費型の再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）の導入を行う事業

(2) 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業B」

(以下「設備等導入事業B」という)

地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱若しくは雪氷熱利用設備の導入を行う事業

(3) 再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業「設備等導入事業C」

(以下「設備等導入事業C」という)

工場廃熱等利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業

2.2 補助対象事業の要件

本補助事業で補助対象とする事業は、以下に示す要件をすべて満たすものとします。

(1) 設備等導入事業A

- ① 「再生可能エネルギー熱利用設備」（設備等導入事業Aでは、太陽熱又はバイオマス熱利用設備に限る）又は「自家消費型再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備を除く）」の導入を行う事業であること。
- ② <表5>に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。
- ③ 「再生可能エネルギー熱利用設備」については、CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が<表1>の基準を下回るものであること（コスト要件）。
 - ※ 「補助対象経費」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。
 - ※ 「耐用年数期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。

2.2 補助対象事業の要件

(1) 設備等導入事業A (続き)

- ④再生可能エネルギー発電設備については、本補助金を受けることで導入費用（資本費）が、公募要領の表2の基準を下回るものであること（コスト要件）。
※「導入費用（資本費）」とは、補助対象経費から補助金相当額を差し引いたものをいう。
- ⑤FIT制度又はFIP制度による売電を行わないものであること。
自己託送による電力の供給を行わないものであること。
- ⑥本事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。
- ⑦木質バイオマスを利用する事業においては、調達するバイオマス燃料の出所がわかるもの（由来証明書等）を提出すること。

2.2補助対象事業の要件

(2) 設備等導入事業B

- ① 「再生可能エネルギー熱利用設備」（設備等導入事業Bでは、地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱、雪氷熱利用に限る）の導入を行う事業であること。
- ② <表5>に掲げる要件を満たす設備の導入を行う事業であること。
- ③ CO2削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO2削減量で除した値）が<表3>の基準を下回るものであること（コスト要件）。
 - ※「補助対象経費」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。
 - ※「耐用年数期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。
- ④ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。

2.2補助対象事業の要件

(3) 設備等導入事業C

- ① 工場廃熱等利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業であること。
- ② 工場廃熱等利用設備にあつては、ヒートポンプ、熱交換器、蓄熱タンク、その他の熱利用設備のうち事業所全体で**2種類以上**の設備を導入するものであること（発電設備は、単体の導入も可）。
※設備等導入事業Cにおける「熱利用設備」とは、工場等から排出され、効果的に活用されていない熱を回収して利用する設備をいう。
- ③ 温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入を行う事業にあつては、
<表5>に掲げる要件を満たす事業であること。

2.2補助対象事業の要件

(3) 設備等導入事業C (続き)

- ④ CO₂削減コスト（補助対象経費を耐用年数期間のCO₂削減量で除した値）が〈表4〉の基準を下回るものであること（コスト要件）。
- ※「補助対象経費」とは、補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費並びにその他必要な経費をいう。
 - ※「耐用年数期間」とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間をいう。
- ⑤ 本補助事業により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行ったエネルギーに紐づく環境価値を需要家に帰属すること。

2.3補助対象設備

(1) 設備等導入事業A

- ① 再生可能エネルギー熱利用設備（太陽熱）及びそれに付随する設備
太陽熱集熱器、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等
※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外
- ② 再生可能エネルギー熱利用設備（バイオマスボイラー）
及びそれに付随する設備
バイオマスボイラー、熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等
※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外
- ③ 自家消費型の再生可能エネルギー発電設備及びそれに付随する設備
発電設備、発電設備の電力を活用するための受変電設備等
※ 太陽光発電設備は対象外

2.3補助対象設備

(1) 設備等導入事業A (続き)

④ 定置用蓄電池及びそれに付随する設備

定置用蓄電池（業務・産業用、家庭用）については、＜表6＞に示す補助対象となる蓄電池の条件をすべて満たすこと。

また、＜表7＞に示す目標価格を超える場合は、目標価格に蓄電池の容量を乗じた額を補助対象経費とする。

※ 本補助事業で導入する発電設備により発電した電力を平時において繰り返し充放電するものに限る（保安防災のみを目的としたものは補助対象外）。

※ 定置用蓄電池の補助対象経費の算定に用いる蓄電池容量は、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値（小数点第1位までの値）とする。

蓄電池容量 [kWh] = 蓄電池モジュールあたりの定格容量 [Ah] × 蓄電池モジュールの公称電圧 [V] × 使用する蓄電池モジュールの個数 × (1/1000)

⑤ その他協会が適当と認める設備

2.3 補助対象設備

(2) 設備等導入事業B

- ①再生可能エネルギー熱利用設備（地中熱（散水方式及び地下水還元方式を除く）、温泉熱（温泉付随ガス含む）、河川熱、海水熱、下水熱又は雪氷熱利用）及びそれに付随する設備
熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等
※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外

- ② その他協会が適当と認める設備

2.3 補助対象設備

(3) 設備等導入事業C

① 工場廃熱等利用設備

ア. ヒートポンプ、熱交換器、蓄熱タンク及びその他の熱利用設備並びにそれに付随する設備

※ 抽出した熱を利用する室内機等は対象外

イ. 廃熱利用発電設備及びそれに付随する設備

※ 発電設備の電力を活用するための受変電設備は補助対象

② 定置用蓄電池及びそれに付随する設備

上記(1)④と同じ

③ 温泉供給設備更新時の省エネ設備等 公募要領に詳細を記載

※ 温泉モニタリング装置は温泉熱利用設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等と同時に導入の場合に限り対象

④ その他協会が適当と認める設備

2.4 補助対象外設備

(1) 「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」以外の事業

- ① 建物
- ② 車両運搬具（トラック、タンクローリー等）
- ③ 事務用パソコン等、照明設備、家電に類するもの
- ④ 防犯設備、昇降機設備、消火設備等
- ⑤ CO2削減に寄与しない設備・機器やその周辺機器（フェンス、見える化機器等）
- ⑥ 系統からの受変電設備
- ⑦ 設置後直ちに使用される予定がない設備
- ⑧ 予備設備
- ⑨ その他協会が補助対象外設備と認める設備

2.4 補助対象外設備

(2) 「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」事業

- ① 建物
- ② 温泉供給設備以外の設備
- ③ 加温設備（ボイラー類）
- ④ 車両運搬具（トラック、タンクローリー等）
- ⑤ 器具備品（パソコンや自動販売機等）、照明設備、家電に類するもの
- ⑥ 防犯設備、昇降機設備、消火設備等
- ⑦ CO2削減に寄与しない設備・機器やその周辺機器（フェンス、見える化機器等）
- ⑧ 改修後直ちに使用される予定がない設備

2.4 補助対象外設備

(2) 「温泉供給設備更新時の省エネ設備等」事業（続き）

- ⑨ EMS、人感センサー、明るさセンサー、室温管理センサー、トイレにおける消音設備等、対象設備の負荷低減やエネルギー効率の改善とは異なる方法（人の行動変容や当該設備の稼働時間の調整等）で省エネルギーを達成するもの
- ⑩ メーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換
- ⑪ 予備設備
- ⑫ その他協会が補助対象外設備と認める設備

2.5 補助金の交付額

(1) 設備等導入事業A 補助率 3分の1 (上限は1億円)

※ 2か年で実施する場合は、2か年の合計金額の上限額

(2) 設備等導入事業B 補助率 2分の1 (上限は各年度1億円)

(3) 設備等導入事業C 補助率 2分の1 (上限は各年度1億円)

2.6 補助事業期間

(1) 設備等導入事業A 2か年以内

(2) 設備等導入事業B 2か年以内

(3) 設備等導入事業C 2か年以内

※各年度の補助事業の実施期間については、「4-2補助事業の実施における留意事項」の「(3) 補助事業の開始及び完了」を必ず参照ください。

2.7 補助金に応募できる者

本補助事業について応募できる者は次に掲げる者のうち、本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者とし、また、代表事業者が直近の決算において債務超過の場合は、原則として対象外とします。また、共同事業者を含め別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者とし、また、

なお、代表事業者と需要家が異なる場合は、必ず需要家を共同事業者に入れて申請してください。（* 需要家とは、対象設備から供給されるエネルギーを消費する者をいいます）

- (ア) 民間企業
- (イ) 個人事業主（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る）
- (ウ) 地方公共団体（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る。ただし、地方公共団体で当該補助事業の対象となる設備を取得しない場合は、共同事業者として申請することができる）
- (エ) 独立行政法人
- (オ) 地方独立行政法人
- (カ) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (キ) 社会福祉法人
- (ク) 医療法人
- (ケ) 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- (コ) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (サ) 地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）（温泉熱利用設備、温泉熱発電設備又は温泉供給設備更新時の省エネ設備等の導入に限る）
- (シ) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

3.補助対象事業の選定

各項目ごとに総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で選定します。公募要領には、選定基準項目の記載があります。

(ア、イは必須項目、他は加点項目)

ア 事業の実施内容やスキーム等の実施計画が事業目的に合致し、実現可能なものであること。

イ 事業に必要な能力及び実施体制を有していること。また、事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること、又は、事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

○応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合がありますので、ご了承ください。

○審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしかねます。

○採択した事業については、事業者名、事業実施場所を協会ホームページ等で公表します。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項

(1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費です。

<補助対象経費の範囲>

本補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費

<補助対象外経費の代表例>

- ・ 「消耗品費」など消耗品に関する経費
- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費及び処分費、残土処分費
- ・ 建築確認申請費用、系統連系申請費用、消防署への申請費用
- ・ 工事会社等への振込手数料
- ・ 逆潮流に必要な経費
- ・ 系統からの受変電に係る経費
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

＜補助事業における利益等排除＞

○本補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達や自社施工等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

○このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がありますので、その根拠となる資料を提出してください。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（2）複数の団体による共同事業について

- 補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合は共同で申請するものとし、その代表者（以下「代表事業者」という）を補助金の交付の対象者とし、他の事業者を「共同事業者」とします。
- この場合、代表事業者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合は、その財産を取得する者に限ります。
- 代表事業者及び共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することはできません。
- シェアード・セイビングス方式のESCO契約又はPPA契約（電力販売契約）などにより設備導入を行う場合は、ESCO事業者あるいはPPA事業者を代表事業者とし、ESCOサービス、電力供給サービスを受ける事業者（需要家）を共同事業者とします。
- ファイナンスリース契約等より設備導入を行う場合は、リース事業者等を代表事業者とし、リース方式等により借受ける事業者（PPA事業者、需要家等）を共同事業者とします。
- この場合、交付の条件として、次に示す書類の提出を条件とします。
 - ① 需要家が負担する費用（ESCOサービス料、PPAサービス料あるいはリース料）において補助金相当分が減額されていること。
 - ② 補助事業により導入した設備等について、耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を行うこと。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（3）複数年度事業について

- 設備等導入事業A、設備等導入事業B、設備等導入事業Cの補助事業期間は、原則として単年度とします。
ただし、単年度での実施が困難な事業については、応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した実施計画書及び経費内訳の提出を条件に2か年とすることができます。
- なお、翌年度以降の補助事業は、国において翌年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、翌年度以降の見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更、交付額の減額等を求める場合があります。
- 複数年度事業の場合、補助金の交付申請等は年度毎に行っていただく必要があります。事業実施期間は、原則として、各年度の交付決定を受けた日から当該年度の1月31日までとします。
- 複数年度計画で採択を受け、初年度の事業を実施した補助事業者が、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、交付規程で定める申請書を協会に提出して承認を得てください。
- なお、申請をいただいたからといって必ずしも承認を得られるものではありません。また、予算の範囲内での補助金交付となるため、翌年度以降の補助金額に変更があり得ますので、予めご了承ください。
- 複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降の事業を継続しない場合には、前年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額の返還を命ずる場合があります。

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（4）事業の公表について

応募にあたって、補助事業者以外の者が実施する際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、＜公表を予定している情報＞に定める情報について、公表することに同意していることが必要です。

○環境省又は協会の求めに応じて公表に必要な情報及び根拠資料を提出すること。

○情報の公表に際しては、個社間の契約内容が特定されないよう、平均値や中央値といった統計処理や、個社名等の詳細情報の削除等を行う。また、企業の競争戦略上、重要と考えられる情報についても原則として公表の対象とはせず、環境省（環境省が別に委託する機関を含む）及び当該企業間での協議を踏まえ、可能な範囲での情報公表にとどめることとする。

但し、補助事業の採択を受けた事業者（発電事業者及び需要家）の名称については、他の情報と紐付かない形での公表を行う予定である。

※公表を予定している情報については、公募要領参照のこと

4.1 補助事業の応募申請に当たっての留意事項（続き）

（5）災害時の対応について

○地方公共団体が作成するハザードマップにおいて、設備を導入する敷地が土砂災害警戒区域あるいは洪水浸水想定区域に含まれる場合は、設備を保全させるための措置を講じてください。

また、海岸に近い立地の場合は、津波や高潮による浸水が想定されるかも把握し、設備を保全させるための措置を講じてください。

○ヒートポンプ、貯湯槽などの補助対象設備は、暴風雨、積雪、地震等の自然災害に対処できるように「建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版」（監修：独立行政法人建築研究所）などに準拠して設置してください。

※土砂災害、浸水災害への対策費は補助対象外です。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(1) 交付申請

- 公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います）。
その際、補助金の対象となる費用は、補助事業期間内に行われる事業で、かつ補助事業期間内に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

- 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
 - ①申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
 - ②補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）の対象経費を含まないこと。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(3) 補助事業の開始及び完了

- 補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することとなります。
- 事業の実施に当たっては、各種法令の許認可等が必要な場合は、所要の許認可等を得て適切に行ってください。
- 補助事業者が他の事業者等と委託・請負等の契約の締結や発注を行うに当たり、ご注意いただきたい点は主に以下のとおりです。
 - ① **契約・発注日は協会の交付決定日以降**であること。
 - ※ 補助事業者は、協会から交付決定を受ける日までの間に、補助事業の実施に係る契約の締結に向けた準備行為（入札、見積合わせ、落札者決定等）を行うことは認めますが、その契約締結日又は発注日が交付決定日より前となる契約等の経費は、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
 - ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働く手続きによって相手先を決定すること。
 - ③ 当該年度に行われた委託・請負等に対して、その年度の**1月31日**までに検収並びに対価の支払い及び精算が行われ、補助事業が完了すること。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(3) 補助事業の開始及び完了（続き）

- 補助事業の完了とは、補助事業者が、補助事業の実施に係る全ての委託・請負等が完了し、委託・請負等の相手先から完了届等を受領した上で、委託・請負等の仕様に適合することの確認検査（以下「検収」という）を行い、検収に合格した委託・請負等の成果に対して、対価の支払い及び精算が行われることをいいます。

(4) 補助事業の計画変更等

- 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、変更内容によっては、交付規程に基づく変更交付申請書又は計画変更承認申請書を協会に提出し、変更交付決定や計画変更承認を得る必要がありますので、協会に必ず事前にご相談ください。

(5) 完了実績報告及び補助金額の確定

- 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、**補助事業完了後30日以内又はその年度の2月10日のいずれか早い日までに完了実績報告書を協会宛に提出しなければなりません。**
- 協会は、完了実績報告書を受領した後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額確定通知をします。

4.2 補助事業の実施における留意事項

(6) 補助金の支払い

- 補助事業者は、協会から交付額確定通知を受けた後、一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）に精算払請求書を提出していただきます。その後、EICから補助金を支払います。

(7) 補助金の経理等について

- 補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。
- これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間または減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間のいずれか長い期間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(1) 取得財産の維持管理等

- 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）の維持管理等について、補助事業完了後においても以下の義務を負います。
 - ①補助事業者は、取得財産等について、環境省の補助事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - ②補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令15号)を勘案して、環境大臣が別に定める期間を経過するまでの間、協会の承認を受けないで、処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む））をすることをいう）してはならない。
 - ③補助事業者は、②の期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボンクレジットとして登録を行ってはならない。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(2) 余剰電力を売電する場合

- 施設の休業日など需要家の電力需要が大きく減少して余剰電力が発生する場合、FIT制度及びFIP（Feed in Premium）制度に該当しなければ売電することができます。
- その場合、売電により得られた収入金額は、本補助事業で導入した設備等の維持管理や更新に充てるとともに、毎月ごとの売電量及び売電収入、収入金額の用途を管理するための帳簿を作成するなどして、適切に管理してください。

(3) 二酸化炭素削減効果の把握・情報提供等

- 補助事業者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。
- 事業報告の際、CO₂削減量が目標値に達しなかった場合は、原因、対策等を具体的に示していただくこととなります。また、CO₂削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還を求める可能性があります。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(4) 事業報告書の提出及び調査等への協力

- 補助事業者は、交付規程に従い、補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等について、交付規程で定める様式により事業報告書を環境大臣に提出してください。
- 補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。
- 補助事業者は、環境省（又は環境省から委託業務を受託した民間事業者）が必要に応じて行う情報提供依頼やアンケート調査、ヒアリング調査、現地調査等に協力してください。

4.3 補助事業完了後における留意事項

(4) 事業報告書の提出及び調査等への協力（続き）

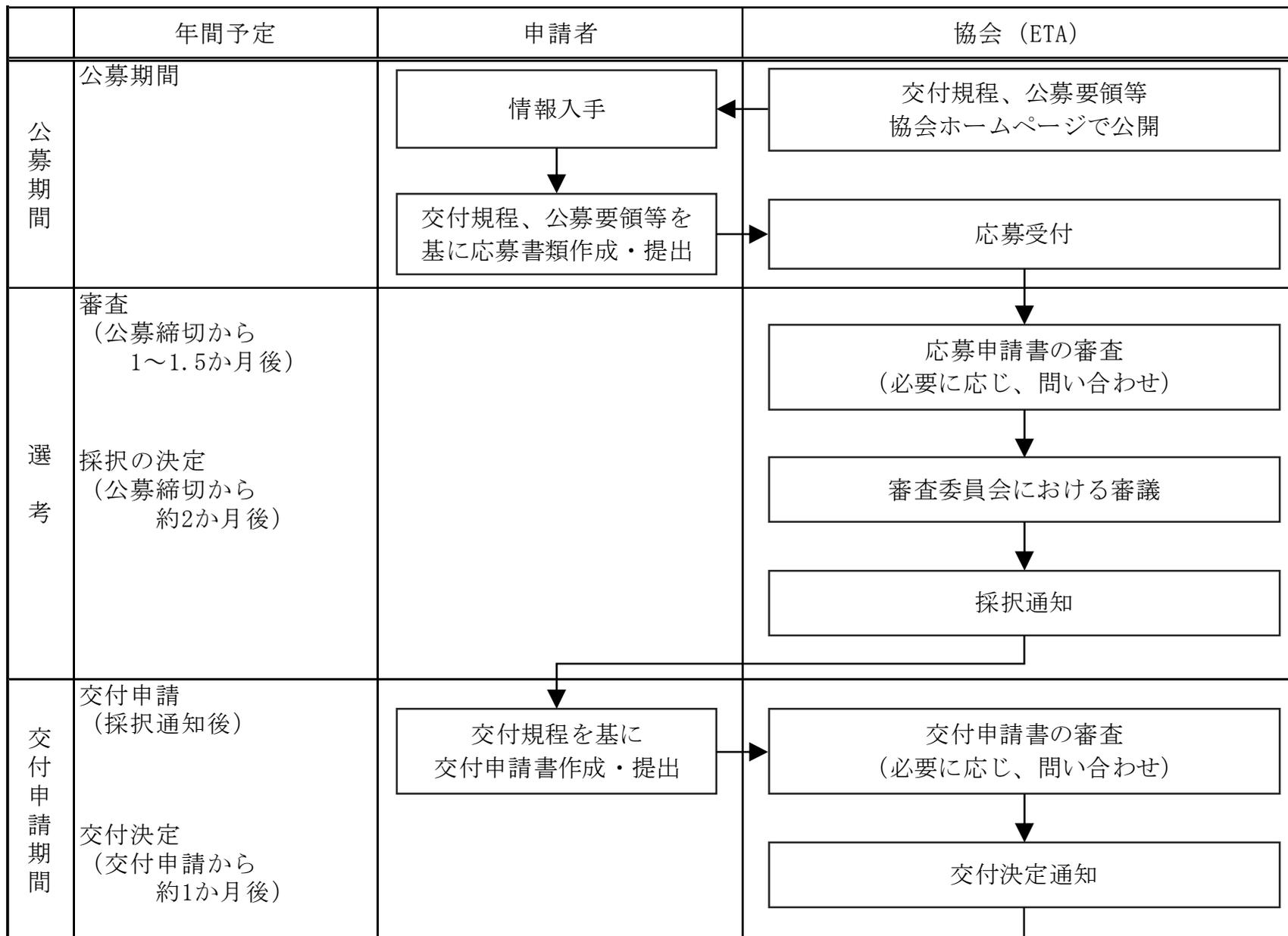
《例 令和7年度に事業を完了した場合》

回目	報告内容	報告期限
1回目	①事業完了日～令和8年3月31日 ②令和8年4月1日～令和9年3月31日	令和9年4月30日
2回目	令和9年4月1日～令和10年3月31日	令和10年4月30日
3回目	令和10年4月1日～令和11年3月31日	令和11年4月30日

4.4 その他留意事項

再生可能エネルギー発電設備の設置や電力供給等にあたっては、関係法令・基準等を遵守することともに、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力・地熱・水力・バイオマス発電）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置をとるよう努めてください。

4.5 事業実施のスケジュール



4.5 事業実施のスケジュール

	年間予定	申請者	協会 (ETA)
事業の遂行・検収・完了実績報告・支払	事業の完了 (翌年1月31日までに 検収・支払を完了 すること)	<p>事業開始 (交付決定日以降)</p> <p>↓</p> <p>工事請負契約等</p> <p>↓</p> <p>工 事</p> <p>↓</p> <p>検収・支払 (翌年1月31日まで)</p>	<p>←</p> <p>遂行状況報告 (必要に応じ、現地調査等を実施)</p>
	完了実績報告書の提出 (事業完了後30日以内 または補助事業の 完了した日の属する 年度の2月10日のいづ れか早い日まで)	<p>完了実績報告書 作成・提出</p> <p>↓</p> <p>精算払請求書 作成・提出</p>	<p>完了実績報告書の審査 (書類審査、必要に応じ現地調査)</p> <p>↓</p> <p>交付額確定通知</p> <p>↓</p> <p>補助金支払 (3月31日まで) ※機構から支払い</p>
事業 の 提 報 書	事業報告書の提出	事業報告書 作成・提出 (直接、環境大臣宛て)	※機構： 一般財団法人環境イノベーション 情報機構 (EIC)

【提出期間】

一次公募 令和7年4月3日(木)～5月8日(木)正午必着

二次公募 令和7年6月5日(木)～7月3日(木)正午必着

※公募期間ごとに応募について審査を行います。

二次公募は、一次公募の応募状況によっては実施しない場合があります。

【提出先】

- ・電磁的方法による提出の場合

メールアドレス：netsu_shin@eta.or.jp

件名：「【再エネ熱（設備等導入事業A）応募事業者名】 応募申請」、
「【再エネ熱（設備等導入事業B）応募事業者名】 応募申請」又は
「【再エネ熱（設備等導入事業C）応募事業者名】 応募申請」

- ・書面による提出の場合

〒534-0024

大阪市都島区東野田町2-5-10 京橋プラザビル6階

一般社団法人 環境技術普及促進協会

「再エネ熱（設備等導入事業A）応募書類 在中」、
「再エネ熱（設備等導入事業B）応募書類 在中」又は
「再エネ熱（設備等導入事業C）応募書類 在中」

【応募書類概要】

A.申請書	
A-1	応募申請書 ●補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。
A-2	提出書類チェックリスト
B.実施計画書	
B-1	実施計画書（設備等導入事業A、B、Cごとに記入してください）
B-2	事業実施場所の地図 ●設備を設置する場所の地図（広域地図と詳細地図）と現在の利用状況が判る図面・写真等の資料を添付する
B-3	当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害） ●対象施設の位置が分かるように印をつけ、マップの凡例も示すこと ●事業完了までにハザードマップが改訂された場合、改訂後のハザードマップを適用しますので、ハザードマップの改訂時期を確認すること
B-4	事業の実施体制表 ●事業の実施体制については、事業者と発注先の関係がわかるように図解すること
B-5	事業の実施スケジュール ●「B-5_事業の実施スケジュール」の記入例を参考に記載すること

B.実施計画書

B-6	<p>導入を予定している設備内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 導入予定設備の一覧表（2か年事業の場合、1年目と2年目が分かるように記載すること） ● 簡単なシステム図（A4 1枚程度に収めることが望ましい。） <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの導入前後の状況が容易にわかる図（新規の場合は、想定条件を導入前とする。） その際、水温（温度）と流量を記載して、熱（電気）利用の状況が具体的に分かるようにしてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。 ● 配置図・配線・配管図 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象設備と補助対象外設備が分かるようにしてください。 ● 導入予定設備の仕様書、カタログ など
B-7	<p><表5>に掲げる要件を満たすことを証する根拠資料</p>
B-8	<p>施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 熱交換器やヒートポンプの消費電力量はもとより、ポンプや蓄熱システムの消費電力量も計算して記載
B-9	<p>CO2削減効果の算定根拠 導入設備発熱量—CO2削減量集計表</p> <ul style="list-style-type: none"> ● B-8に記載した数値の計算根拠を添付してください。 ● 温泉供給設備更新時の省エネ設備等については、温泉設備高効率化改修に係るCO2削減効果算出ツールの結果を添付することも可能 <p>https://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_utilizing.html</p>
B-10	<p>投資回収年に関する根拠資料（ランニングコスト算定根拠を含む）</p>
B-11	<p>導入量算出表（補助対象設備を災害時に稼働させる場合のみ提出）</p>
B-12	<p>運用説明資料（発電設備を災害時に稼働させる場合のみ提出）</p>
B-13	<p>その他参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する促進区域に関する資料（詳細は、Q&A集の3-3に記載しています） ● 国民保養温泉地内への設備導入に関する資料他（詳細は、公募要領26ページ参照ください）

C.経費関係書類

C-1 経費内訳

C-2 経費内訳表

C-3 見積書

- 金額の根拠書類（見積書及び見積明細書等）を参考資料として添付すること
- 項目・金額が C-2 に正しく転記されていることを確認すること

C-4 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

D.その他の資料

D-1 会社の概要

- 代表事業者・共同事業者の概要が分かるパンフレット等を添付すること

D-2 登記全部事項証明書

- 法人登記全部事項証明書を添付すること

D-3

- 代表事業者の財務内容に関する書類
（連結がある場合は、連結決算も併せて提出すること。応募申請時に、法人の設立から 1 会計年度を経過していない場合は、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から 1 会計年度を経過し、かつ、2 会計年度を経過していない場合は、直近の 1 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること）

D-4 その他参考資料

- 借地契約書、設備設置承諾書等（応募段階では、借地契約書、設備設置契約書の提出は不要。交付申請段階では必要）
- 防災拠点であればそれを示す書面（防災計画書、協定書等）
- 【リース契約等の場合】リース契約関係資料等

C-2経費内訳表

- ・ **見積書の全額を経費内訳表に計上**すること
- ・ 設備の購入等に要する経費は「設備費」に計上すること

C-3見積明細書

- ・ 設備費・材料費は具体的に記載すること **（「一式」は使用しないでください）**
 - 例) ヒートポンプ本体 ○台 単価△円
 - 配管 ○m分 単価△円
- ・ 労務費は、下記のように計算式を記載するとともに、単価の根拠資料を添付すること
 - 例) 単価△円×○人工
 - ※ 単価の根拠資料
建設物価、公共工事設計労務単価表、公共建築工事積算基準など
- ・ 共通仮設費・現場管理費・一般管理費など算出の根拠を明確にすること
 - ※ 算出の根拠 公共建築工事共通費積算基準、建築施工単価など
- ・ 「消耗品費」など消耗品に関する経費は補助対象外とすること
- ・ **補助対象・補助対象外経費がわかるように備考欄等に明示するとともに経費内訳表に記載すること**
- ・ 「間接工事費」「設計費」「監理費」は、「直接工事費」の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分計算すること

算出に使用している係数を記載してください

B-8 施設での発電・発熱量とCO2排出量・削減量算出表

算出に使用する係数を記載してください

CO2排出係数	発熱量換算係数	エネルギー変換
電力: 0.438kg-CO2/kWh	都市ガス: 40.6MJ/m3N	1kW = 3.6MJ
都市ガス: 2.27kg-CO2/m3N		

電力	機器名称	用途	現状				導入後						
			台数	年間使用量 (kWh/年)	発電量 (kWh)	CO2発生量 (t)	台数	年間使用量 (kWh/年)	発電量 (kWh)	年間稼働時間 (h)	削減量(A)増加量(B) (kWh/年)	年間CO2削減量 (t-CO2)	耐用年数
既存設備	ボイラー	蒸気	5	3,600		1.58	3,500		5,760	100	0.04	15	0.68
	電力使用設備	生産設備	多数	300,000		131.40	280,000			20,000	8.76	15	131.40
計(A)				303,600		132.98	283,500	0		20,100	8.80		132.08
導入新設備	ヒートポンプ	廃熱回収					1,000		5,760	1,000	0.44	15	6.57
	ガスコージェネ	発電					20,000		5,760	-20,000	-8.76	15	-131.40
計(B)													-124.83
計(A-B)				303,600		132.98	283,500						256.89

この表には電力に関わる値を記入
電力の排出係数は0.438Kg-CO2/kWhを基準とします

熱	機器名称	用途	燃料種	現状				導入後										
				台数	年間燃料使用量	単位	発熱量 (MJ)	CO2発生量 (t)	台数	年間燃料使用量	単位	発熱量 (MJ)	年間稼働時間 (h)	削減量(C)増加量(D) (MJ/年)	年間CO2削減量 (t-CO2)	耐用年数	法定耐用年数でのCO2削減量t	
既存設備	ボイラー	蒸気	都市ガス	3	50,000	m3N	2,030,000	113.50	3	46,305	m3N	1,880,000	5,760	3,695	m3N	8.39	15	129.80
	計(D)						2,030,000	113.50			1,880,000				8.39		129.80	
導入新設備	ヒートポンプ			1					1	50,000		5,760						
	ガスコージェネ			1	2,000	m3N	100,000		1	2,000	m3N	100,000	5,760	2,000	m3N	4.54	15	68.10
計											150,000				4.54		68.10	
計(D+E)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(F)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(G)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(H)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(I)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(J)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(K)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(L)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(M)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(N)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(O)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(P)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(Q)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(R)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(S)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(T)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(U)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(V)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(W)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(X)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(Y)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	
計(Z)						2,030,000	113.50				2,030,000				3.85		57.70	

この表には発熱量に関わる値を記入
(発熱量は全てMJで算出)

項目	燃料種	年間使用量	年間発熱量MJ	CO2排出量t
電力	エネルギー起源	2,538,200 kWh		1,111.73
	非エネルギー起源			
合計		2,538,200		1,111.73
燃料	都市ガス	50,000 m3N	2,030,000	113.50
	A重油	1,000 L	38,900	2.78
	灯油	20 L	730	0.05
総発熱量(H)			2,069,630	
総排出量(I)				1,228.03

再エネ発電量自家消費率	20,000	100
再エネ発熱量自家消費率	150,000	100

①～⑧までの計算式を記入する事。
⑨の使用量と①②③④⑤⑥の根拠資料をB-9に添付する事

- ※発電量、発熱量、燃料使用量についてはその根拠資料を添付のこと
- ※0 入力欄を電力量(上段)と発熱量(下段)に分けて入力します。(消費電力の発熱量換算は行わないでください)
- ※1 新規導入する設備により使用量に変化のある既存設備も入力する
- ※2 既存設備の年間使用量を記入してください。実績を把握していない場合計算値でも可
- ※3 CO2発生量を計算する。排出係数は0.434を基本としますが、各電力事業者の係数を使用してもよい。(各電力事業者の根拠資料を提出の事)
- ※4 発電設備、省エネになる設備を新規導入する場合、省エネ分、発電分を既存設備使用量より差し引きする。
- ※5 年間稼働時間を入力する(稼働率の目安となる)
- ※6 燃料の発熱量及びCO2排出係数は標準排出係数を参照の事。「環境省の温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の算定方法・排出係数一覧」を参照してもよい
ボイラーの場合、日質協発2006003号「ボイラー性能表示基準値」を使用してもよい。
- ※7 廃熱回収設備の導入により、ボイラー等の燃料削減を行う場合、既存設備の発熱量-回収設備の発熱量によりボイラーの燃料削減分を算出する
- ※8 導入前、導入後の発熱量に差異の無い事。
- ※9 該当施設での年間使用量を燃料種毎に記入してください。(電力は、エネルギー起源・非エネルギー起源で分けて入力) (根拠資料を添付ください)
- ※10 (D)、(D')、(E)、(E')、(G)及び(H)はB-1実施計画書(6.現時点で想定される事業の効果)欄に入力する数値です。

この表には施設全体で消費する電力、燃料使用量を入力しCO2排出量を記入 (CO2削減率の算出に使用)